|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | みなし措置について |
| 認知症対応型サービス事業開設者研修 | 次のいずれかの研修を修了した者は、本研修を既に修了した者とみなされます。① 平成17年度に実施の認知症介護実践研修（実践者研修又は実践リーダー研修）② 平成17年度に実施の認知症高齢者グループホーム管理者研修③ 平成1２～１６年度の間に実施の基礎課程又は専門課程④ 平成１２～１７年度の間に実施の認知症介護指導者研修⑤ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 |
| 認知症対応型サービス事業管理者研修 | 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者については、次の①、②のいずれかに該当している者は、既に必要な研修を修了した者とみなされます。① 平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事していた者② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、①の他、認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了した者 |